

第四十五号議案

東京都固定資産評価審査委員会関係手数料条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成三十一年二月二十日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都固定資産評価審査委員会関係手数料条例の一部を改正する条例

東京都固定資産評価審査委員会関係手数料条例（平成二十七年東京都条例第三百三十八号）の一部を次のように改正する。  
別表備考二中「日本工業規格 A 列三番」を「日本産業規格 A 列三番」に改める。

附 則

この条例は、平成三十一年七月一日から施行する。

（提案理由）

不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十三号）の施行による工業標準化法（昭和二十四年法律第八十五号）の改正に伴い、規定を整備する必要がある。